



平成 26 年度 宅老所活動支援助成金申込要綱

赤い羽根共同募金地域配分金事業です。

1. 目的

松阪市社会福祉協議会は、高齢者が地域で安心して暮らせるようにと宅老所が実施する活動に対し助成を行うことで運営に寄与します。

2. 助成の対象

毎月 1 回以上活動している旧松阪管内の宅老所であり、その活動の 1 つまたは年間の行事に対し助成する。

※現在、休止中の宅老所においては、対象外とする。

3. 助成の対象期間

平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月の間に予定している活動とする。

4. 助成の内容

- (1) 宅老所の運営費や行事等の経費の補充（消耗品費、食材料等）
- (2) その他松阪市社会福祉協議会長が必要と認めた経費

5. 助成額

助成の限度額は、登録者数が 10 人までの場合は、登録者数×125 円×12 ヶ月とし、10 人を超えた場合は、超えた登録者数×50 円×12 ヶ月を加算する。

（例：登録者数 13 人の場合 15,000 円（10 人分）+3 人×50 円×12 ヶ月=16,800 円）

なお、共同募金配分金助成事業予算の範囲内でおこなう。（登録者数の上限は 30 人とする）

登録者数	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
助成金額	6,000	7,500	9,000	10,500	12,000	13,500	15,000
登録者数	11 人	12 人	13 人	14 人	15 人	16 人	17 人
助成金額	15,600	16,200	16,800	17,400	18,000	18,600	19,200
登録者数	18 人	19 人	20 人	21 人	22 人	23 人	24 人
助成金額	19,800	20,400	21,000	21,600	22,200	22,800	23,400
登録者数	25 人	26 人	27 人	28 人	29 人	30 人	
助成金額	24,000	24,600	25,200	25,800	26,400	27,000	

裏面へ続く

6. 助成に係る審査基準

- (1) 事業の目的が適切であること。
- (2) 使途が適正であること。
- (3) 事業の実施に必要な経費のうち、利用者の負担すべき額を確実に保有すること。
- (4) その他、助成の目的を有効に達成できる見込みがあること。

7. 選考方法

松阪市社会福祉協議会において選考のうえ、助成先及び助成金額を決定する。

8. 申し込み先

〒515-0073 松阪市殿町 1360-16 (福社会館内)
社会福祉法人 松阪市社会福祉協議会 福祉のまちづくり課
宅老所活動支援助成係 TEL0598-21-1487 FAX 0598-23-3359

9. 申込締切日

平成 26 年 5 月 30 日 (金) 期日厳守でお願いします。

10. 助成実施時期

交付が決定した宅老所には決定通知書と請求書を送付するので、その請求書と宅老所の通帳の口座番号と名義(カタカナ)が記載されている箇所をコピーして提出する。請求書の受付締切は6月20日(金)とする。振り込みは平成 26 年 7 月中頃に振込予定(それ以降に記帳をして入金を確認してください)

11. 助成金交付申込時の提出書類

平成 26 年度宅老所活動支援助成金申請書

12. 事業の報告

助成金の交付を受けた活動について、その活動が終了後速やかに報告書を記入し、必要書類を添えて提出のこと。報告書類は決定通知書時に送付する。

13. 助成金の返還

助成を受けた団体が、災害その他特別な事由による場合を除く他、正当な理由なく次に掲げるいずれかに該当するときは、助成金の全額または一部を返還しなければならない。

- (1) 助成対象である事業を実施せず、また実施する意思が認められないとき。
- (2) 助成事業である事業を中止し、完了する見込みがないとき。
- (3) 助成金を目的外に使用したとき。